

建設アスベスト訴訟最高裁判決を踏まえた 一人親方等の保護に関する法令改正について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部

ひと、くらし、みらいのために



労働安全衛生法（安衛法）の保護対象に関する考え方と最高裁判決

安衛法の規定とこれまでの考え方

- **安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的**としており、これまでこの法律により**保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用**してきた。

<参考> 労働安全衛生法

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより**職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的**とする。

最高裁の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた**「建設アスベスト訴訟」の最高裁判決において、石綿の規制根拠である安衛法第22条は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断**がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考> 労働安全衛生法

第22条 **事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。**

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

<参考> 建設アスベスト訴訟に係る最高裁判決

建設アスベスト訴訟の最高裁判決（令和3年5月17日）において、以下の点について国の規制権限の不行使を違法とする判断が出された。

■一人親方等の安全衛生対策

- ・ 安衛法57条は、これを取り扱う者に健康障害を生ずるおそれがあるという物の危険性に着目した規制であり、その物を取り扱うことにより危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、所定事項の表示を義務付けることにより、その物を取り扱う者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当。
- ・ 安衛法は、その1条において、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的として規定しており、安衛法の主たる目的が労働者の保護にあることは明らかであるが、同条は、快適な職場環境（平成4年法律第55号による改正前は「作業環境」）の形成を促進することをも目的に掲げているものであるから、労働者に該当しない者が、労働者と同じ場所で働き、健康障害を生ずるおそれのあるものを扱う場合に、安衛法57条が労働者に該当しない者を当然に保護の対象外としているとは解し難い。
- ・ 本件掲示義務規定（注：特化則38条の3（安衛法第22条に基づく規定））は、特別管理物質を取り扱う作業場という場所の危険性に着目した規制であり、その場所において危険にさらされる者が労働者に限られないこと等を考慮すると、特別管理物質を取り扱う作業場における掲示を義務付けることにより、その場所で作業する者であって労働者に該当しない者も保護する趣旨のものと解するのが相当。
- ・ 労働大臣が上記の（安衛法第22条等に基づく）規制権限を行使しなかったことは、安衛法第2条第2号において定義された労働者に該当しない者との関係においても、安衛法の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、著しく合理性を欠くものであって、国家賠償法1条1項の適用上違法。

■有害性の警告表示の義務付け

- ・ 省令を制定して、事業者に対し、石綿含有建材を使う建設現場における警告表示（掲示）の内容として、石綿により引き起こされる石綿関連疾患の具体的内容及び症状等、並びに防じんマスクを着用する必要があることについて、より具体的に記載することを義務付けるべきであった。

保護対象の見直し方針

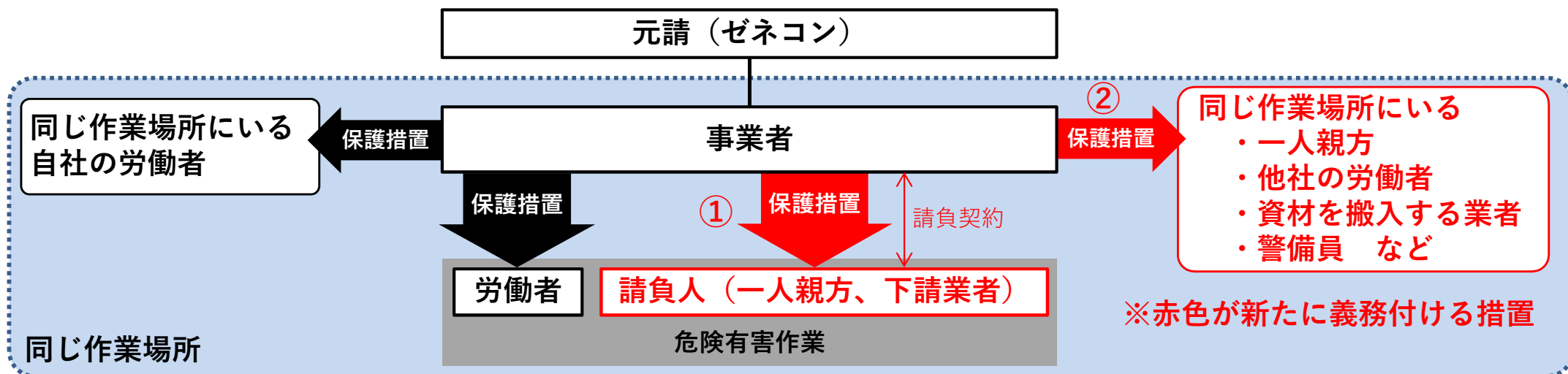
省令改正の基本方針

- 「安衛法第22条は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨」とした最高裁の判決を踏まえ、同条に基づく省令の規定について、以下の方針で改正する。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等（※）の保護措置を実施すること。**
- ② 同じ**作業場所にいる労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、労働者と同等（※）の保護措置を実施すること。**

（※）事業者は、一人親方等に対して指揮命令関係にないことなどから、同一の措置は困難な場合、それに代わる措置を求めることとする。

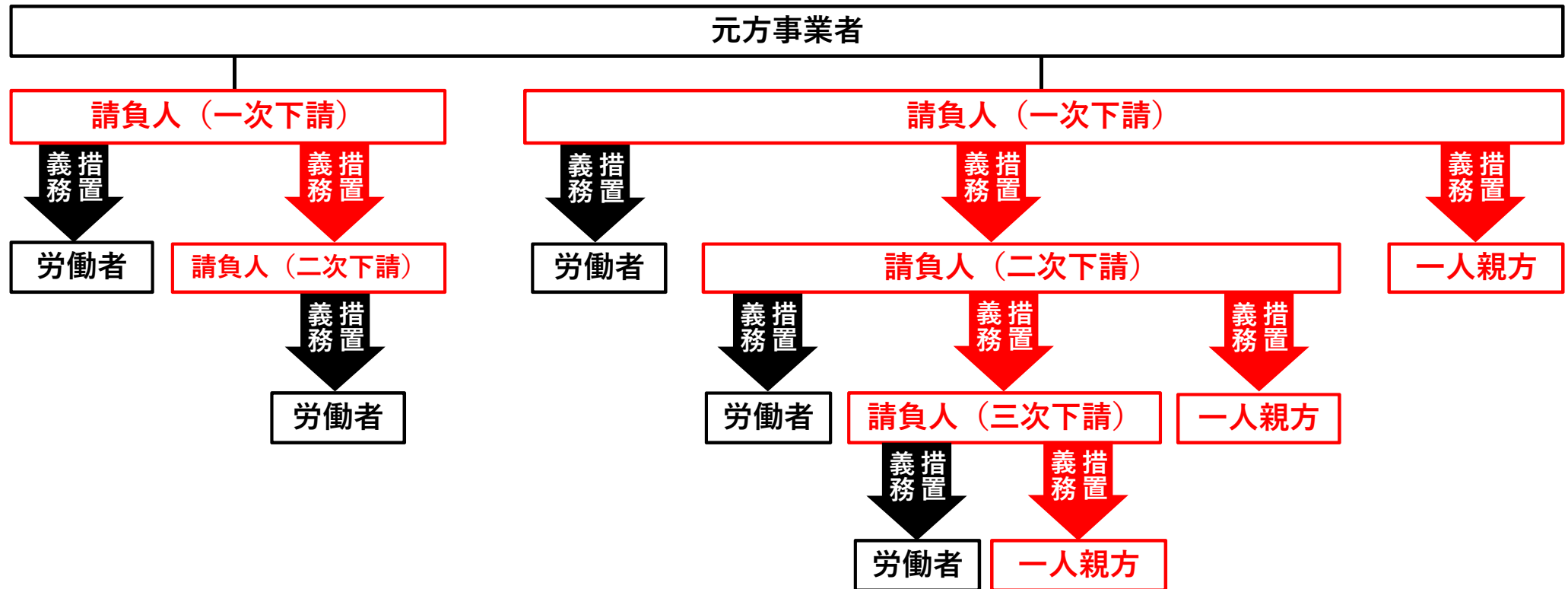


- 安衛法第22条に基づいて規定されている**計11の省令（石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など）を改正**する。

保護対象の見直し方針

<参考> 重層下請における措置義務者と対象者の整理

- 措置義務者とその対象者は、それぞれ請負関係で結ばれた者の範囲を想定していることから、1対1関係となり、措置義務関係が輻輳することは想定されない。
- 場所の使用・管理権原に基づく措置（立入禁止など）については、その作業場にいる全ての者を対象に、表示などで当該場所が立入禁止である旨を示すといった措置になる。



保護対象の見直し方針

具体的な改正方針

① 安全確保のための設備設置関係の規定の改正

- ・ 安全確保のための設備を設置することについては、労働者が作業に従事する時点で義務づけられており、現行制度のままでも、労働者以外の者も含め効果が得られることから改正は必要ない。
- ・ ただし、設置した設備を作業時に稼働させる等の当該設備による作業環境の改善のための措置については、請負人のみが作業を行うとき等には、状況に応じて、取り得る方策が他にもありうることから、必要に応じ配慮規定を設ける。

② 作業方法、保護具使用等の作業実施上の安全確保に係る規定の改正

- ・ 安全確保のために省令で規定されている特定の作業方法の遵守や保護具の使用等は、作業を行うに当たって必ず実施すべき措置であるが、当該作業を請け負わせる請負人に対しては指揮命令関係がないため、これらの措置が必要なことについての周知義務を設ける。
- ・ また、作業に従事する者に限定された措置ではなく、特定の場所について、全ての労働者に保護具の使用等を求めている規定については、当該作業場で（他の）作業に従事する者全員を周知対象とする。

③ 場所の使用・管理権原等に基づく安全確保（退避、立入禁止等）に係る規定の改正

- ・ 指揮命令関係に基づくものではなく、場所の使用・管理権原等に基づく立入禁止、特定行為の禁止、退避、入退室管理等の措置は、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。この際、立入禁止及び特定行為の禁止については、事業者が当該作業場で管理・監督等を行っているとは限らないことから、表示による禁止も可能であることを明確にする。

具体的な改正方針（続き）

④ 有害物の有害性等を周知するための掲示に係る規定の改正

- ・ 有害物の有害性等を周知するための掲示については、「掲示」という行為により労働者以外にも周知効果は得られることから、労働者以外の者（請負人や当該場所で（他の）作業に従事する者）も措置対象に追加することとする。
- ・ 有害物の有害性等を周知するための掲示の規定は、石綿則、有機則、特化則にはあるが、鉛則、四アルキル鉛則、粉じん則、安衛則（ダイオキシン関係）には規定されていない。しかし、これらの物質について有害性等を周知しなくても良いとする合理的理由はないことから、これらの省令においても、同様の規定を新たに設けることとする。

⑤ 労働者以外の者による遵守義務

- ・ 特定行為の禁止、退避、立入禁止等の措置について、労働者に遵守義務が設けられているものについて、労働者以外の者にも遵守義務（ただし罰則の対象にはならない）を設けることとする。
- ・ 労働者以外の者に対して事業者が行う「周知」については、周知を受けた者において採るべき措置が一義的に決まっているものではなく、何を以て遵守したと判断するか困難であることから、労働者以外の者に対する遵守義務は設けない。

保護対象の見直し方針

具体的な改正方針（続き）

① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	請負人に対する措置 (新たに追加する規定内容)
有害物の発散防止の装置等の稼働	作業中に稼働させる義務	請負人のみが作業する時も稼働させる、使用を許可する等 配慮する義務
マスク等の保護具の使用	保護具を使用させる義務	保護具の使用が必要である旨を 周知する義務
安全確保のための作業方法の遵守	作業方法を遵守させる義務	作業方法の遵守が必要である旨を 周知する義務
作業終了時の身体の汚染除去等	汚染を除去させる義務	汚染除去が必要である旨を 周知する義務

請負人に指揮命令はできないため周知義務

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

	労働者に対する措置 (現行法令の規定内容)	同じ作業場所にいる労働者以外の者に対する措置 (新たに追加する規定内容)
危険箇所への立入禁止	立入を禁止する義務	立入を禁止する義務
特定の場所での喫煙・飲食禁止	喫煙・飲食を禁止する義務	喫煙・飲食を禁止する義務
危険性等に関する掲示	掲示して知らせる義務	掲示して知らせる義務
事故発生時の退避	退避させる義務	退避させる義務

<参考>省令改正（抜粋）

① 危険有害な作業を請け負う請負人（一人親方、下請業者）に対する保護措置

○有害物の発散防止の装置等の稼働

・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
<p>（局所排気装置等の稼働）</p> <p>第十七条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、<u>労働者が石綿等に係る作業に従事する間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。</u></p> <p><u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）、同項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を同項の厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させること等について配慮しなければならない。</u></p> <p><u>3 事業者は、前二項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の稼働時においては、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>（局所排気装置等の稼働）</p> <p>第十七条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、<u>石綿等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>2 事業者は、前項の局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を稼働させるときは、バツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。</u></p>

<参考>省令改正（抜粋）

○マスク等の保護具の使用

- ・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
<p>第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。<u>次項及び第三十五条の二第二項</u>において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（<u>次項及び第三十五条の二第二項</u>において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。</p> <p><u>2 事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、呼吸用保護具（吹付石綿等除去作業の一部を請負人に請け負わせるときは、電動ファン付き呼吸用保護具等に限る。）を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p> <p>3 （略）</p> <p><u>4 事業者は、石綿等の切断等の作業等の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、作業衣又は保護衣を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</u></p> <p><u>5 労働者は、事業者から第一項及び第三項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u></p>	<p>第十四条 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に呼吸用保護具（第六条第二項第一号の規定により隔離を行った作業場所における同条第一項第一号に掲げる作業（除去の作業に限る。<u>第三十五条の二第二項</u>において「吹付石綿等除去作業」という。）に労働者を従事させるときは、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク（<u>同項</u>において「電動ファン付き呼吸用保護具等」という。）に限る。）を使用させなければならない。</p> <p>（新設）</p> <p><u>2 事業者は、石綿等の切断等の作業等に労働者を従事させるときは、当該労働者に作業衣を使用させなければならない。ただし、当該労働者に保護衣を使用させるときは、この限りでない。</u></p> <p>（新設）</p> <p><u>3 労働者は、事業者から前二項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u></p>

<参考>省令改正（抜粋）

○安全確保のための作業方法の遵守

- ・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
<p>(石綿等の切断等の作業等に係る措置)</p> <p>第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>一 石綿等の切断等の作業（<u>第六条の二第三項</u>に規定する作業を除く。）</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる作業、<u>第六条の二第三項</u>に規定する作業又は<u>第六条の三</u>に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 事業者は、第一項各号のいずれかに掲げる作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、石綿等を湿潤な状態のものとする必要がある旨を周知させなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない旨を周知させなければならない。</u></p>	<p>(石綿等の切断等の作業等に係る措置)</p> <p>第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業に労働者を従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとするのが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるように努めなければならない。</p> <p>一 石綿等の切断等の作業（<u>第六条の二第二項</u>に規定する作業を除く。）</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 前各号に掲げる作業、<u>第六条の二第二項</u>に規定する作業又は<u>第六条の三</u>に規定する作業（以下「石綿等の切断等の作業等」という。）において発散した石綿等の粉じんの掃除の作業</p> <p>2 事業者は、石綿等の切断等の作業等を行う場所に、石綿等の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければならない。</p> <p>(新設)</p>

< 参考 > 省令改正（抜粋）

○作業終了時の身体の汚染除去等

- ・有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号）の一部改正

新	旧
<p>(タンク内作業)</p> <p>第二十六条 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一・<u>三</u> (略)</p> <p><u>三</u> (略)</p> <p><u>四</u> <u>当該有機溶剤業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに身体を洗淨し、汚染を除去する必要がある旨を周知させること。</u></p> <p><u>五～七</u> (略)</p>	<p>(タンク内作業)</p> <p>第二十六条 事業者は、タンクの内部において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、次の措置を講じなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p><u>三</u> 労働者の身体が有機溶剤等により著しく汚染されたとき、及び作業が終了したときは、直ちに労働者に身体を洗淨させ、汚染を除去させること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>三・四</u> (略)</p>

<参考>省令改正（抜粋）

② 同じ作業場所にいる労働者以外の者（一人親方など）に対する保護措置の主な内容

○危険箇所への立入禁止

・特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部改正

新	旧
<p>（燻蒸作業に係る措置）</p> <p>第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 サイロ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、<u>燻蒸したサイロに作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該サイロが立入禁止である旨を見やすい箇所に表示すること。</u></p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（燻蒸作業に係る措置）</p> <p>第三十八条の十四 事業者は、臭化メチル等を用いて行う燻蒸作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 サイロ燻蒸作業にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ <u>燻蒸したサイロには、労働者が臭化メチル等により汚染されるおそれのないことを確認するまでの間、労働者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。</u></p> <p>十～十二 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○特定の場所での喫煙・飲食禁止

・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
<p>（喫煙等の禁止）</p> <p>第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場における<u>作業に従事する者の喫煙又は飲食について、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該作業場において喫煙又は飲食が禁止されている旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の作業場において作業に従事する者は、当該作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。</u></p>	<p>（喫煙等の禁止）</p> <p>第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用資料等を製造する作業場で<u>労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。</u></p> <p>2 <u>労働者は、前項の作業場で喫煙し、又は飲食してはならない。</u></p>

<参考>省令改正（抜粋）

○危険性等に関する掲示

- ・石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）の一部改正

新	旧
<p>(掲示)</p> <p>第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状</p> <p>三 (略)</p> <p>四 <u>当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業場又は石綿分析用試料等を製造する作業場には、次の事項を、<u>作業に従事する労働者</u>が見やすい箇所に掲示しなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 石綿の人体に及ぼす作用</p> <p>三 (略)</p> <p>四 使用すべき保護具</p>

○事故発生時の退避

- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和四十七年労働省令第四十二号）の一部改正

新	旧
<p>(退避)</p> <p>第十四条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>作業に従事する者</u>をその場所から退避させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(退避)</p> <p>第十四条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、当該作業を行う場所において酸素欠乏等のおそれが生じたときは、直ちに作業を中止し、<u>労働者</u>をその場所から退避させなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

省令改正のスケジュール

- 省令改正案については、1月31日の労働政策審議会安全衛生分科会で答申が得られたことから、以下のスケジュールで省令改正を行ったところ。

令和4年4月15日 改正省令の公布

令和5年4月1日 改正省令の施行

今後の検討事項（第142回安全衛生分科会の資料からの抜粋）

前回の議論を踏まえ、以下に掲げる事項については、今回の改正対象とはせず、中長期的な課題として、別の検討の場を設けて、改めて検討することとする。

（1）「物の危険性」及び「場所の危険性」に関する規定で、労働安全衛生法第22条及び第57条以外の規定のあり方

< 関係条文（労働安全衛生法） >

第20条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第23条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第25条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第27条 第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

今後の検討事項（第142回安全衛生分科会の資料からの抜粋）

（２）労働者が作業に従事しない場合の事業者（注文者）による措置のあり方

< 関係条文（労働安全衛生法） >

第31条 特定事業の仕事を行なう注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事の数回の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第31条の4において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条の2 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条の3 建設業に属する事業の仕事を行なう二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行なう場合において、特定作業に係る仕事を自ら行なう発注者又は当該仕事の全部を請け負った者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第31条の4 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）

第33条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者で、厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（建築物貸与者の講ずべき措置）

第34条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者へ貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者へ貸与するときは、この限りでない。

今後の検討事項（第142回安全衛生分科会の資料からの抜粋）

（3）労働者以外の者による（事業者が行う措置の）遵守義務（罰則あり）のあり方

<関係条文（労働安全衛生法）>

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)をいう。

第26条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（請負人の講ずべき措置等）

第32条 第30条第1項又は第4項の場合において、同条第1項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

2 第30条の2第1項又は第4項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

3 第30条の3第1項又は第4項の場合において、第25条の2第1項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第30条の3第1項又は第4項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

4 第31条第1項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

5 第31条の2の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

6 第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第31条の2の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

7 第1項から第5項までの請負人及び前項の労働者は、第30条第1項の特定元方事業者等、第30条の2第1項若しくは第30条の3第1項の元方事業者等、第31条第1項若しくは第31条の2の注文者又は第1項から第5項までの請負人が第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項、第31条の2又は第1項から第5項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一 （中略）、第26条、（中略）、第32条第1項から第6項まで、（中略）の規定に違反した者

今後の検討事項（第142回安全衛生分科会の資料からの抜粋）

（４）個人事業者（一人親方、フリーランス等）による事業者としての措置義務のあり方

< 関係条文（労働安全衛生法） >

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一・二 （略）

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

（５）リスクアセスメント等を基本とする自主的な管理における労働者以外の者に対する措置のあり方

< 関係条文（労働安全衛生法） >

第28条の2 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第57条第1項の政令で定める物及び第57条の2第1項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

第57条の3 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物による危険性又は有害性等を調査しなければならない。

2 事業者は、前項の調査の結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。